

ID: 398

担当部署: 上下水道局

処分の概要	水道料金の徴収		
例 規 名 根 拠 条 項	長門市水道給水条例 第25条		
例 規 番 号	平成17年条例第191号		
【根拠条文】 (水道使用料の支払義務) 第25条 水道使用料(以下「料金」という。)は、使用者から徴収する。 【基準】 根拠条文及び第27条の規定による。 (料金の額) 第27条 料金は、口径又は用途により算定するものとし、別表第2に定める額に100分の110を乗じて得た額とする。この場合において、1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り捨てるものとする。 2 第20条第2項に定めるもののうち、市長が計量するため特に必要があると認め貯水槽等の下流側に量水器を設置した場合における、貯水槽等の上流側の量水器の料金については、別表第2の2に定める額に100分の110を乗じて得た額とする。この場合において、10円未満の端数が生じたときは、その端数を切り捨てるものとする。 3 前2項の規定にかかわらず、市長の指定するものについては、市長と使用者との契約により定めた額を料金とすることができる。 4 市長は、第1項及び第2項により算定した料金を別に定める納期限までに納入しない者に対し、納期限後20日以内に督促状により期限を指定してこれを督促しなければならない。 5 前項の督促状に指定する期限は、督促状を発送する日から起算して10日を経過する日としなければならない。 6 市長は、第4項の規定による督促状を発した場合においては、当該督促状1通について100円の手数料を徴収することができる。			
備考			
設 定 年 月 日	平成 27 年 5 月 7 日	最終変更年月日	令和元年 10 月 1 日